

毎月11日は

## 防災を**考**える日



令和元年7月号

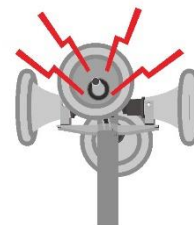
### 「最大級の警戒を呼びかける特別警報」

#### ■「特別警報」とは

気象庁では平成25年8月から「特別警報」の運用を開始しています。これは、「東日本大震災」や「阪神・淡路大震災」のような大災害が起こるおそれがある時に、最大級の警戒を呼びかけるものです。特別警報が発表された場合は、これまで経験したことのないような重大な危険が差し迫った異常な状況になりつつありますので、**落ち着いて、周囲の状況や自治体の避難情報を確認して、速やかな危険回避など適切な行動をとってください。**

特別警報が発表されない場合でも災害が発生するおそれがありますので、通常の注意報や警報、その他気象情報等の把握に努めてください。

〔特別警報と警報・注意報〕(首相官邸ホームページ)を加工して作成



#### ■防災基礎クイズ

Q. 気象庁が発表する気象等の特別警報は何種類あるでしょうか？

毎月11日は「防災を考える日」です。

震災の教訓や災害への日頃の備えなどについて、家庭や学校、職場、地域などで話し合ってみましょう。

#### ■問い合わせ先／気仙沼市総務部危機管理課防災情報係

☎:0226-22-3402 FAX:0226-22-1467 E-mail:kikikanri@kesennuma.miyagi.jp

(答え:6種類 [大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、波浪特別警報、高潮特別警報])